



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 31 日 (火)  
第 7 9 1 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (645) (福祉保健課) . . . . . 2 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院の一部改正 (646) (医療政策課) . . . . . 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (647) (水・大気環境課) . . . . . 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (648~650) (森林保全課) . . . . . 3 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (651) (東部総合事務所福祉保健局) . . . 5 指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (652) (〃) . . . . . 5 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (653) (〃) . . . . . 6 開発行為に関する工事の完了 (654) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第 645 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市松原594-2	通所介護	平成 19 年 7 月 25 日

### 2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原 594-2	ケアプランセンターもみじ庵	鳥取市松原 594-2	平成 19 年 7 月 25 日

## 鳥取県告示第 646 号

平成 17 年鳥取県告示第 920 号（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則に規定する知事が指定する病院について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1 及び 2 略 3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに <u>国立大学法人鳥取大学医学部附属病院</u> を除く。）	1 及び 2 略 3 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1 及び 2 に掲げるもの並びに <u>国立大学法人鳥取大学附属病院</u> を除く。）

名称	所在地	名称	所在地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 252
		医療法人里仁会北岡 病院	倉吉市明治町 1031-5
略		略	

**鳥取県告示第 647 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認めたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成 16 年 2 月 24 日から平成 25 年 3 月 31 日まで  
(変更前 平成 16 年 2 月 24 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
削除する部分 北栄町江北字宮ノ下、松神字日本陰、北尾字宮谷、米里字宮町  
変更する部分 北栄町江北字天神山及び字大西後口谷、田井字沖浜、下神字築田、松神字東浜及び字鷺取、土下字石穴、字東土居下及び土居下、北尾字式ノ坪、曲字管、北条島字上銭神平

**鳥取県告示第 648 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字宇波字小谷 1105 の 1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 649 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字郷原字下夕西山429から435まで、435の1、436から446まで、字上江西山452から470まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 650 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉尾字奥宮ノ前22、字伊勢路平25の1、26、28、29、字伊勢路355、字ゴウロフ390の1、390の2、大字鎌田字押谷奥337、字押谷1177の4、1182の2、1182の7から1182の9まで、大字下谷字無キ原690の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下谷字岩原43、大字吉尾字板挾422の3、大字鎌田字向フ山1077の6、1077の7、字上ミ上野1081の1、字押谷1176の3

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第 651 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	介護老人福祉施設新いなば幸朋苑	鳥取市浜坂222-1	平成19年4月1日
株式会社バルセーヌ 代表取締役 宮脇 保行	鳥取市千代水四丁目1	株式会社バルセーヌ	鳥取市千代水四丁目1	平成19年6月1日

## 鳥取県告示第 652 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町 2083	ケアプランセンター いなば幸朋苑	鳥取市浜坂222-1	平成19年4月1日

**鳥取県告示第 653 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	介護老人福祉施設 いなば幸朋苑	鳥取市浜坂222-1	平成19年4月1日
株式会社ベルセーヌ 代表取締役 宮脇 保行	鳥取市千代水四丁目 1	株式会社ベルセーヌ	鳥取市千代水四丁目 1	平成19年6月1日

**鳥取県告示第 654 号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成 19 年 4 月 19 日 鳥取県指令第 200700015234 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市長砂町 513  
有限会社織奥恭不動産事務所 代表取締役 織奥 恭

**公 告**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 10 日付鳥取県告示第 584 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

阿部 武雄	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 349
山田神社	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 351
石原 安蔵	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 352
大橋 久枝	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 353
山田神社	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 354
〃	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 355
大丸 熊一	東伯郡三朝町大字山田字宮ノ谷 356

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山田神社	東伯郡三朝町大字山田字向山 853 の 2
〃	東伯郡三朝町大字山田字地藏谷 876 の 1
〃	東伯郡三朝町大字山田字地藏谷 877
大丸 熊一	東伯郡三朝町大字山田字築ヶ谷 899
橋本 嘉吉	東伯郡三朝町大字大瀬字鴉谷口 710 の 2

〃	東伯郡三朝町大字大瀬字鴉谷口 714
---	--------------------

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 7 月 10 日付鳥取県告示第 585 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山田 志ん	東伯郡湯梨浜町大字埴見字本谷一 432 の 10
土海 照	東伯郡湯梨浜町大字埴見字棚ノ木谷 474 の 13
田中 繁保	東伯郡湯梨浜町大字埴見字棚ノ木谷 474 の 18
山崎 寿衛	東伯郡湯梨浜町大字埴見字棚ノ木谷 474 の 30
中林 茂	東伯郡湯梨浜町大字埴見字棚ノ木谷 474 の 49
佐々木三好	東伯郡湯梨浜町大字埴見字道祖神谷 687 の 19

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

---

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)森田 清市の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡湯梨浜町大字川上字山ノ神 610 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 10 日付鳥取県告示第 586 号)の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡湯梨浜町大字川上字山ノ神 610

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

---

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 7 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 10 日付鳥取県告示第 589 号）の内容  
（告示の内容）
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中村 清市	東伯郡湯梨浜町大字方面字大連 120
原田 つな	東伯郡湯梨浜町大字方面字大連 123
山崎 毅	東伯郡湯梨浜町大字方面字掘田谷 139

  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課